

## 第20回甲府家庭裁判所委員会議事概要

1 日時 平成25年1月31日(木)午後2時45分から午後4時55分まで

2 場所 甲府家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員・五十音順)

石川委員，因幡委員，今井委員，小澤委員，片山委員，窪田委員，須藤委員長，  
中澤委員，比佐委員，古屋委員

(甲府家庭裁判所)

田川首席調査官，小磯首席書記官，原田次席調査官，坂本訟廷管理官  
天野事務局長，望月事務局次長，高村総務課長(進行役)，金子総務課課長補  
佐

4 議事等

(1) 新任委員の紹介

(2) 議事進行等・・・別紙「意見交換等の概要」のとおり

5 次回委員会の期日

欠席の委員の御都合を聞いた上で，平成25年6月下旬ころ行うこととした。

(別紙)

## 意見交換等の概要

(発言者 ■：委員長，○：委員，□：説明者)

### 1 本日のテーマ及び進行について

- (「社会における成年後見制度とは」をテーマに，裁判所から，成年後見制度の概要，当庁における成年後見制度の動向を説明し，実際の成年後見人の活動を専門職成年後見人に紹介をしてもらい，更に裁判所から，成年後見制度の現状と課題について述べ，その上で成年後見制度について各委員に広く意見交換をしていただく進行について説明)

### 2 説明－「成年後見制度」について

□ (田川首席調査官)

(成年後見制度の概要説明)

(質問)

- 後見人と保佐人の選択の境目とはどのように考えられているか。
- 重度の意識障害やいわゆる植物状態の場合は間違いなく後見人が選任されるだろうが，認知症で，判断能力がしっかりしているときとそうでないときの両方がある場合などは，判断が難しいこともある。家裁の実務としては医師の診断書を参考にしながら決めていくことになる。
- 成年後見の本来の制度趣旨から規定すると，後見は判断能力が全く無い者，保佐は判断能力を著しく欠く者が該当する。後見の要件を刑事民事に置き換えて考えると，刑事では罪を問われず，民事では賠償責任を求められないくらい重大なものである。しかし，実際には，保佐人の選任がふさわしい事案，後見か保佐かの判断が難しい事案もある。成年後見は始まって10年で，事例を積み上げてきてはいるが，さまざまな課題がある。

### 3 説明－「当庁における成年後見制度の動向」について

□ (小磯首席書記官)

(当庁の成年後見事件利用状況等を、統計を用いながら説明)

**(質問)**

- 私の経験からみると、財産が100万円以下や負債を抱えている高齢者もいると思うが、そのような人たちでも成年後見制度を利用することができるのか。

**□ (小磯首席書記官)**

当然利用できる。なお統計に出ている資産額は、預貯金などの資産と住宅ローンなどの負債を相殺した額である。

- 負債はあるが、不動産も所有している、その負債を解消するために不動産を売却したい、しかし契約当事者になれないので成年後見制度を利用する、というケースを多く見てきた。

■ 家族が不動産などを処分しようとしても、最近は銀行や不動産会社が後に権利関係を争われるのを嫌がって契約しないので、成年後見制度を利用するケースが増えているが、後見はその後もずっと続くため、そのうち本人名義の年金などが口座に入ってきて、それを家族が使ってしまうケースもある。

- そのような例は多いと思う。

■ それが成年後見の最大の問題になりつつある。ところで、統計をみると、財産が1000万円以下の人が60パーセントであることが伺える一方で、23、24年の統計を見比べると、3000万円以上の資産を持つ人が増えているところもあり、これは財産がある人がきちんと制度を利用し始めた証拠ともいえるのではないかと考えている。財産があるということになれば管理が必要になり、一定の資格を持った人の関与が重要になってくる。また、財産がない人については身上監護を中心に考えることになるが、それには裁判所の後見が必要かという議論にもなる。一方、後見なので本人の財産を本人のために使わなければならないのだが、50歳未満の成年後見事件だと障害者年金が払われているケースなどでそれを家族が使っている例があり、精

査すると微妙な問題があるのが現状である。

#### 4 説明－「成年後見人の業務紹介」

□ 司法書士が成年後見制度に関わりをもったきっかけは、土地処分の相談を受け、人、モノ、意思の確認をする必要があったが、本人から意思確認ができない場合、本人以外の親族がでてくることがあり、後見制度を利用しないと契約ができないというところからだった。司法書士としては、制度のスタートから関わった分野である。

制度が始まっても、後見人となる受け皿がないといけないと考え、司法書士の間で制度の勉強や報告書内容の相互チェックなどがはじまり、それが公益法人リーガルサポートになった。全国組織で、山梨では46～47人の会員がいる。

平成12年は成年後見制度と同時に介護保険制度がスタートした年でもある。超高齢化社会を迎え、家族だけでは介護がまかないきれない状況になり、措置から契約へと介護のあり方へ変わったときだった。その際、介護サービスの契約の当事者をどうするのが問題になりだした。本人は意思能力がないので契約できないのではないかと、という議論になったのである。そこで、成年後見の利用が検討されだした。実際には介護保険は家族が契約書を作成すればおけるので、家族がいる人は問題がないが、家族がいない人が施設に入所するようなサービスを受けるには保証人が必要なのでどうするのだということになり、成年後見人を使おう、選任されれば本人の財産から施設費を払う工面もできる、ということになっていった。また、金融機関を利用するとき、土地などの不動産を処理するとき、相続の遺産分割協議書を作成するときにも後見人は必要になる。

後見人の仕事としては被後見人の財産管理が重要である。具体的には、本人の収入、支出を管理、収支状況の調査を行っている。もっとも現行法の特徴は、身上配慮が義務づけられていることである。

成年後見人の仕事は、直接福祉のサービスをするのではなくて、本人にとってどんなサービスがいいかを考え契約することにある。自分は仕事をする上で、本人に寄り添うかたちで、本人をとりまくネットワーク、例えば、近所の人、ケアマネージャーや病院などの中で、自分はどういう位置でいて、どうすれば本人のためになるかを常に考えながら活動している。

専門職後見人として弁護士、司法書士、社会福祉士がいるが、役割分担としては、弁護士、司法書士は法律・財産管理関係を担当、社会福祉士は福祉サービスについて検討することを担当している。社会福祉士は、病院などの施設に勤務している人が大半で、独立している人は少数であり、一人で何人も被後見人を持つことは難しいのが現状である。

第三者後見人は増えている。弁護士、司法書士のほかに、社会福祉士の団体である「ばあとなあ」がある。しかし後見を必要とする者は増加し続けているので、第三者後見人を供出できる人数も限られており、リーガルサポートとしては、裁判所からの要請にいつまで応えられるか不安を感じている。

成年後見人の新しい担い手として、社会福祉協議会、市町村とは別の福祉のための法人だが、そこが行っている法人後見と、一般の市民が後見業務を担う市民後見がある。

後見人の報酬額は裁判所が決定し、本人の財産から支出されるのだが、本人の財産の多寡によって報酬が上下するところがある。しかし、財産が少ない人でも、介護保険を利用して施設に入所しようとするなど後見人が必要な人がいる。そこで、成年後見利用支援事業といって、国と県と市が報酬を用意する制度もあり、市町村申立の場合は、そこから後見人の報酬を予算化して確保している。

成年後見人の本来の制度理念は、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、残存能力の活用と言われているが、後見人による横領問題が発生しているので、本人の意向を良く聴くというよりも、財産管理に主眼が置かれてい

る傾向がある。この財産管理は弁護士や司法書士の得意分野だと思うが、この傾向は、理想からは違うのではないかと考えている。本来の制度趣旨から考えると、後見人は本人の意思に寄り添って活動するのが良いので、それには市民後見人、社会の中から後見制度を支えるような人たちが育ってくるといいと思っている。市民後見人は山梨ではまだ3人であるが、その人たちが専門家と組んで、身上監護は市民後見人が、財産管理や監督を私たち専門家が担う在り方が、成年後見制度の理想に近づくのではないかと考えている。そこで、市町村や社会福祉協議会が主宰している市民後見人の養成講座などには積極的に関わっている。市民後見人の養成活動はだんだん活発になってきている。

#### (質問)

- 状況はよくわかった。介護保険などとの関係で考えるとわかりやすいと思った。ところで、複数後見人、介護や財産管理など複数の役割を複数で担って本人を支えるかたちとして、法人後見人は出てきているのか。
- 弁護士、司法書士や社会福祉士で NPO 団体を作っている例はあると聞いている。
- 第三者後見人の選任基準はどのように考えられているか。

#### □ (小磯首席書記官)

流動資産が大きい場合、または親族間の紛争性が高く、親族後見人を選びにくい場合に選んでいる。また訴訟や保険金の交渉などの法律行為が予定されている場合も弁護士、司法書士を選んでいる。

- 財産の多寡によって後見人の報酬が違っていると聞いたが、報酬のトラブルはないか。
- ないとはいえない。
- 制度として、財産の多い人から多くとって、報酬をプールしておくことはできないか。

- 報酬の原資は個人の財産なので、それはできない。
- 市町村で用意している報酬の制度は広がりを見せているのか。
- 申立費用と報酬はプールされて予算組みされていると思う。市町村が申し立てる成年後見は本人の財産が少ないケースが多いと思われるので、弁護士会や司法書士会が予算組みを行政に対し要請することがあった。
- 山梨の場合は、任意後見制度を利用している割合はどのくらいか。
- 公証役場で担当していることなので、そこで聞いてもらえれば件数はわかると思う。年々増加しているらしいが、それほど多くないと聞いている。

## 5 説明－「成年後見制度の現状と課題」

### □（小磯首席書記官）

当庁の現状と課題としては、第1に、裁判所における成年後見制度が正確に理解されているかである。

当庁の窓口には成年後見について1日10～15人くらいの相談者がくるが、手続案内というスタンスなのに、家庭内のトラブルを話し、それをどう解決するかを求めてくる場合が多く、成年後見制度の理解が不十分であると感じている。

第2が後見人、特に親族後見人の育成である。成年後見人の横領などの不正事案が社会問題化しており、平成22年3月から平成23年6月までのデータだが、全国の裁判所で183件の不正、18億円の不正額が報告されている。親族後見人の不正をどう防ぐか、親族後見人に制度をどう理解してもらうかが喫緊の課題である。裁判所は申立時には丁寧な説明をしているが、後見人に対する継続的な指導が難しいのが現状である。

親族後見人には、親の財産と自分の財産を混同していることがあり、昨年横領で報道された例もこのケースだった。

そこで、裁判所は、流動資産などを金融機関へ信託し、介護施設への支払などの必要経費を毎月信託先から受け取るという後見制度支援信託制度を新

たに導入し、平成24年2月からスタートさせている。

また、これから増加が予想される後見申立に対し、後見人の受け皿をどうするかという問題がある。特に市民後見人の育成は課題である。

## 6 意見交換

- 当庁の後見事件は年間160～180件、全体で監督しなければいけない事件は1,200件くらいある。それをどのように監督していくかは裁判所としても大きな問題になっている。高齢者は8～9年で終了するが、若年者は30年以上裁判所で事件として係属するものも予想される。

成年後見制度は、あまり厳格に監督すると使いにくい制度になってしまう反面、横領などの不正事件も発生している。

- 新聞記事の事件は私の庁で起訴したものである。私が知っている範囲では、最近2,3件の起訴をしたが、すべて裁判所からの告発によるものである。成年後見事件は被害者本人はなにが起きているかわからず、また被害者からの申告もできないものである。また表に出てこない被害、時効になってしまっているものもあり、すべてが起訴できていない部分もある。

ところで、後見申立時に、後見人候補者の資産状況、負債などは調査するのか。

### □（小磯首席書記官）

申告をしてもらうが自己申告であり、不明確な部分もあると思う。

- 参与員として後見監督事件について意見を求められることがある。後見人には財産管理、収支状況を必ず報告してもらっているが、きちんと報告をする人もいるし、できていない人もいる。また一時的に借りた、などという人もいる。

- 裁判所としては、被後見人の高齢者では施設に入所している者も多いので、施設に対して後見人の横領防止を呼びかける文書を送ることなども考えている。また申立時の説明の強化や、身上監護と財産管理を分ける、分掌の

方法も行っている。しかし、後見監督はいろいろ問題が多い。また本人がある程度判断ができて保佐人でも可能な場合はそちらに振り分ける方法も考え得る。世の中全体が高齢者等を支える制度を必要としているのではあるが、裁判所の役割は法的判断の部分であり、行政が担当する福祉の分野との役割分担をどうするのが難しい。

- 専門家を頼むと報酬の問題があり、財産管理、身上監護の手間の問題など、すべてが理屈どおりにはいかない。きっかけは土地の売買のために後見人を選任しただけだったのに、その後もずっと仕事が続くなど、その在り方は悩ましいところがある。制度として、初めから最後まで関わる形になっているところが重すぎるきらいもあり、制度としてもっと柔軟なものにならないかと考えている。

横領、使い込みは、財産がなければ発生しないものである。また横領から解任されて、後で弁護士がついた場合、横領した者を告発するかが問題になるが、お金を取り戻すことが第一であり、ほかに親族がいない場合など、身上監護を考えると刑事処分だけでよいのかと悩ましいことがあり、現実的には、どう賠償していくかを考えていくことも大事だと思う。

- 介護保険もそうだが、後見の問題も、家族が信用できないので施設に入れる、それが結果として親族に亀裂が入るという例もあり、高齢者の保護はできれば家族が担当するのが良いがそれができないので社会で支えるという流れになっているが、この制度がベストではないと思う。行政、司法の役割を詳細に検討し、ひとつひとつ直していくことが大事ではないか。取材する立場でいうと、家裁から刑事事件が発生することに違和感があるので取材に行くのであるが、結論は見えないが制度を良くするには、実績を丁寧に積み上げていくしかないと思う。

- ビジネスの立場から言うと、既にできあがった制度なので進めていくしかないのであるが、財産管理の仕事は分離して別に集約するほうが良いと考え

る。また、制度を継続していくには、無報酬ではなく報酬を確保することも必要ではないかと思う。

- 裁判所が財産管理の方法をしっかり固めた上で、行政がいかに身上監護ができるか、というところに視点を向けて、市町村や裁判所との関わりを考えていきたいと思う。
- この制度はもっと社会に周知されるべきだと思うが、制度を厳密に解釈するといろいろ無理がでてくるので、さまざまな運用を、司法でも報道でも提案できるあり方が良いのではないかと思った。
- 後見だけでなく、保佐、補助についての説明や周知をし、選択を促進する方法も良いと思う。
- 今日は任意後見にも興味をもった。あまり活用されていないようであるが、自分も判断力があるうちに活用しようと思った。自分も地域福祉に関わっているが、成年後見制度を知らない人が圧倒的に多いと思う。地域における成年後見制度の活用の促進が必要だと思う。